

一九二〇年代初頭の広東鄉村社会

——宗族からみる陳炯明の地方自治政策——

宮 内 肇

【要約】 本稿は、近代中国における鄉村社会の特質を解明するため、一九二〇年代初頭の広東で陳炯明によって実施された地方自治政策を取り上げ、それに対する鄉村社会の反応を考察するものである。広東では明清期を通じて、宗族を基盤とした鄉村構造が形成され、清末期の地方自治政策においても、宗族を単位とする自治団体の設立が見られた。こうした宗族の自治への関心は、陳炯明による地方自治政策の一つである県議會議員選挙でも看取できた。一方、鄉村社会では、新文化運動の影響を受けた若年者が、鄉村自治を実施するために伝統的な宗族形態の改革を主張し、伝統的宗族の中で社会的地位を維持しようとする老成者と対立した。この世代間の自治をめぐる意見の相違に対して、陳炯明は宗族の共有財産である嘗産と私塾の改良政策を通じて、宗族という枠組みを維持しつつ、老成者の鄉村あるいは宗族内における影響力を抑え、若年者の自治論を支持する立場に立った。

史林 九六卷四号 二〇一三年七月

はじめに

本稿は一九二〇年代初頭の第二次広東軍政府期（一九二〇年十二月～二十二年末）における広東省長陳炯明による地方自治政策が省内、とりわけ県及び鄉村社会にもたらした影響を検証し、同時期の広東鄉村社会の構造を解明するものである。一九二一（民国十）年元日、孫文は南京臨時政府成立九周年記念大会を開催した^①。辛亥革命によって成立した第一次広

東軍政府は、第二革命の失敗によって約七年の間、雲南軍閥の龍濟光・広西軍閥の陸榮廷に政権を奪われていた。この大会は龍・陸から政権を奪還し、広東軍政府の再建を記念するとともに、中華民国正式政府の建設を宣言したものであった。いわゆる第二次広東軍政府の成立である。そして、陳炯明が孫文により広東省長に任命され、省内行政、とりわけ地方自治政策を押し進めた。

近代中国の地方自治政策は、清朝末期の光緒新政に始まる。広東省では高官を歴任した省都広州在住の伝統的広東紳士と留学（特に日本）により近代西洋の法政知識を習得した青年広東人たちが、地方自治の啓蒙活動を目的とした広東地方自治研究社（以下、「研究社」と略記）を設立し、そこへ省内の県城・郷村を活動の場とする地域エリートが参加していく中で、地方自治の風潮が生まれた。広東省における自治風潮の特徴は、地方自治に参加していった多くの地域エリートが、父系出自を統制し、祖先祭祀を行う祖廟（祠堂・宗祠）の建設、子孫へ伝承する族譜（家譜）の作成、族人子弟への教育と救済を目的とした義莊（義田・祭田）の管理を通じて、同族を維持発展させる血縁集団である宗族の代表者であったことである。^⑤ 広東省を含む中国東南地域の郷村社会は、統治体制が県レベルまでにしか確立していなかった前近代において、宗族が郷村あるいは地域社会で様々な慈善活動や地方行政の一端を担ってきた。^⑥ こうした背景のもと、宗族の代表者であった多くの地域エリートが自治運動に参加し、県レベルの自治団体は県内の有力宗族の代表者によって構成され、郷村レベルでは郷村内の各宗族の代表者によって「宗族自治団体」が設立された。^⑦ はなはだしい場合には、行政区画に依拠せず、いくつかの同姓村の連合によって自治団体が設立されることもあった。^⑧

辛亥革命後、広東では革命政権と軍閥政権との抗争により、不安定な政治状況が続いたが、その間にあっても第一次広東軍政府及び第二革命後の龍濟光政権では、清末以来の地方自治政策が継続され、その結果、宗族を基盤とする自治団体も陸統と設立された。^⑨ これは辛亥革命後の各政権が郷村社会に対する統治基盤を持つことができず、郷村統治に対する有効な政策を打ち出せずにいたためであった。^⑩

さて、本稿の考察対象である第二次広東軍政府の地方自治政策で注目されるのは、陳炯明が掲げた「粵人治粵」（広東人による広東統治）の精神のもと、住民選挙によって県長と県議会議員とを選出するものであった。特に県長の民選は中国史上初の出来事であった。この時期の陳炯明の政治手法や思想に対しては、陳が省内統治を優先し、「国父」孫文が主張した護法・北伐に反対して最終的に反旗を翻したことにより、革命史観あるいは国民党史観のもとでは否定的評価が下されてきた。^⑬しかし、一九八〇年代以降、これらの歴史観から離れ、陳の個々の政策が再評価されてきた。^⑭そのひとつとして取り上げられるのが、先述した住民による県長・県議会議員選挙の実施であった。例えば、塩出浩和氏は陳炯明の地方自治政策を社会の近代的再編としてとらえ、県長民選は不完全なものであったとするものの、中国史上初の県レベルにおける首長選挙として肯定的な評価をしている。さらに選挙は省民の要求に支えられていたとして、陳炯明を「軍閥の野心」の観点のみでとらえることに否定的な見解を示した。^⑮このように、これまでの同時期に関する研究は、取り上げる論題に関わらず、常に国家統合のためには省内の統一を優先すべきであったとした陳炯明と何よりも国家統合こそが優先されるべきであるとした孫文との政治的対立に関心が集中してきた。

これらの先行研究に対し、本稿の視角は、陳炯明の地方自治政策から陳の政治性を解明するのではなく、地方自治政策の郷村社会やその基盤である宗族への影響を考察し、当時の広東郷村社会の実態を明らかにすることにある。

本論に入る前に、本稿が広東省を対象とする理由について、明確しておく必要がある。十九世紀末から二十世紀前半における郷村社会とその指導者であった地域エリートに関する近年の研究として、プラセンジット・ドゥアラ (Prasenjit Duara) 氏は、華北地域を取り上げ、伝統的な郷村社会における様々な組織システムと権力運用の各種規範から構成される「カルチャー・ネクサス (culture nexus)」によって、自己の権威を確立していた郷村の指導者は、一九二〇年代以降、陸統と引退し、それに替わりこれまでとは異なる社会背景を有した「別のタイプの人物」が郷村統治に携わるようになり、彼らは物質的な利益を求めていくようになったと分析している。^⑯また、王先明氏は湖南省を分析対象として、伝統的紳士

の文化的身分の弱体化にともない、紳士の地域社会における公益性が衰え、「士紳 (Scholar-gentry)」が「権紳 (Power-gentry)」に変化したと論じた^⑦。両氏の研究は、一九二〇年代を郷村社会内の価値観とその指導者の性質とが変化する時期としてとらえようとするものである。これらをつまみ、一九二〇年代の華北・華中地域で見られた郷村指導者の性質の変化が、果たして華南地域においても存在したのか、存在したならば、そこにはどのような特徴があったのか、これらを明らかにすることにより、同時期の中国基層社会を総体的にとらえる事が可能になると考える。

同時期の広東における宗族に関して、塩出氏は宗族による選挙活動を指摘してはいるものの、陳炯明の地方自治政策が郷村あるいは宗族に対していかなる影響を与えたのかまでは考察していない^⑧。また、国民党史観からの陳炯明に関する研究においても、宗族の影響力に言及したものや、当時の郷村社会における地方自治論について考察したものは管見の限り見当たらない。

そこで、本稿では、第一章において、陳炯明による県自治政策と県長・県議会議員選挙及び選挙結果を考察する。第二章では、陳炯明の郷村レベルの地方自治への関心と、郷村住民が考える郷村自治のあり方を考察し、第三章において、同時期の宗族内の対立と陳炯明の地方自治政策の傾向を考察する。各章の考察にあたっては、清末期からの地方自治政策や郷村の状況、宗族結合の変化を意識することにより、一九二〇年代初頭の広東郷村社会を動態的にとらえたい。

- ① 陳錫祺編『孫中山年譜長編』下冊、中華書局、一九九一年、一三二二頁。
- ② 陳炯明が広州に入城したのは十一月二日。その後、同月十日に広東省長兼粵軍總司令に任命された（陳定炎『陳鏡存（炯明）先生年譜』上冊、桂冠図書股份有限公司、一九九五年、二五四頁。陳錫祺前掲書、下冊、一三二二頁）。
- ③ 拙稿「広東地方自治研究社と清末広東地方自治」『現代中国研究』第十六号、二〇〇五年。
- ④ 地域社会（県内・県城・郷村）における指導者・先導者を指す用語として、王朝体制下では「郷紳」という用語が一般的であるが、十九世紀以降の紳士階層と商人階層の接近、さらには科挙試験の停止などにより、本来の郷紳の概念にとどまらない地域社会の指導者が生まれきた。そこで、本稿では一九二〇年初頭以前より、地域社会において地方自治へ参加したり慈善的・福祉的活動に従事したりした人物を地域エリートとする。また、本稿中の「県レベル」とは県全域を指し、「郷村レベル」とは県以下の県城・鎮・郷村を指すものとする。

- ⑤ 拙稿「清末広東の地方自治与順徳地方精英」『學術研究』二〇一一年第一期、一二四頁（以下、拙稿二〇一一年前掲論文Aと略記）。
- ⑥ 中国東南地域の郷村社会における宗族結合の強さを論じた研究は多い。例えば、西川喜久子氏は、広東省順徳県の有力宗族であった順徳北門羅氏をとりあげ、宗族の維持発展の目的・過程を明らかにしている（西川喜久子「順徳北門羅氏族譜」考（上・下）『北陸史学』第三十二・三十三号、一九八三・一九八四年）。
- ⑦ David Faure, *Emperor and Ancestor: State and Lineage in South China*, Stanford University Press, 2007, p. 341. (中国語訳：科大衛著・卜永堅訳『皇帝和祖宗——華南的国家与宗族——』江蘇人民出版社、二〇〇九年、四〇〇～四〇一頁。)
- ⑧ 拙稿「清末・広東における地方自治政策と自治研究社」『神戸大学史学年報』第二十二号、二〇〇七年、二十一～二十二頁。
- ⑨ 民国初年の広東軍政府期における地方自治政策に関しては、拙稿「民国初年広東の地方自治与郷村精英」『孫中山研究』第三輯、二〇一〇年を、龍清光政権期に関しては、拙稿「龍清光政権時代の広東地方精英」『中山大学学報（社会科学版）』二〇一一年第四期を参照。
- ⑩ 邱捷「民国初年広東郷村の基層権力機構」『晚清民国初年広東的士紳与商人』広西師範大学出版社、二〇一二年、九十二～九十三頁（初出：『史学月刊』二〇〇三年第五期）。
- ⑪ 「陳総司令向国会議員表示宗旨」『香港華字日報』一九二〇年十一月九日。
- ⑫ 史料上は「県長」と「県知事」との二つの用語が見られるが、本稿では県長に統一して表記する。
- ⑬ 魯直之・謝盛之・李睡仙「陳炯明叛国史」中華書局、二〇〇七年（初版：一九三二年）。池田誠「広東護法政府の成立と軍閥反動」『立命館法学』第三十二号、一九六〇年等。
- ⑭ 代表的な研究として、胡春恵「民国初年の地方主義与聯省自治運動」（正中書局、一九八三年）（再版：中国社会科学出版社、二〇〇一年）、李達嘉「民国初年の聯省自治運動」（弘文館出版社、一九八六年）がある。陳炯明に関する研究動向については、段雲章・沈曉敏・倪俊明編著『歴有争議的陳炯明』中山大学出版社、二〇〇六年を参照。
- ⑮ 塩出浩和「広東省における自治要求運動と県長民選」『シア研究』第三十八期第三号、一九九二年、一〇三～一〇四頁。
- ⑯ Prasenjit Duara, *Culture, Power and the State Rural North China, 1900-1942*, Stanford University Press, 1988, p. 15, p. 159, pp. 245-249. (中国語訳：杜贊奇著・王福明訳『文化、権力与国家——一九〇〇～一九四二年的華北農村——』江蘇人民出版社、二〇一〇年、五頁、二八頁、二〇六～二〇九頁（初版：一九九五年、同出版社）。)
- ⑰ 王先明「變動時代の郷紳——郷紳与郷村社会結構変遷（一九〇一～一九四五）——」人民出版社、二〇〇九年、一一八～一二〇頁。
- ⑱ 生田頼孝氏は塩出氏の宗族による選挙活動の背景を補足するために、一九二〇年代の広東省の農村社会が宗族によって規定された秩序の中であって、清末民初期の広東社会が宗族によって規定された秩序の中で生活し、血縁に規定された宗族を土台とした村レベルでの行動原理が強かったとする（生田頼孝「商紳政権——聯省自治の理念と現実——広東省の場合（終編）——」『立命館文学』第五七六号、二〇一二年、十四～十七頁）。

第一章 県自治政策と県長・県議会議員選挙

第一節 県自治政策と自治籌辦処

本章では、陳炯明の県自治政策に対する県内の動向と県長・県議会議員選挙の結果を考察し、地域エリートの地方自治に対する関心を解明する。

一九二〇（民国九年）十一月末に広州に戻った孫文は、軍政府の再建にとりかかり、軍政府内に十四の局所を設置した。^① その中には地方自治政策を推進する地方自治局が設けられた。^② 孫文はこのほかに、徐謙・伍朝枢・呉鉄城といった清朝期の知県、民国期の県長、各県の幕友、近代地方行政の専門家を招聘し、県政研究委員会を組織させ、県政の考察や県制の研究を行わせようとした。^③ しかし、地方自治局はほぼ機能することなく、県政研究委員会もまた戦事の影響により頓挫して、結局のところ組織されることはなかったという。^{④⑤}

一方、同月十日に孫文から広東省長兼粵軍総司令に任命された陳炯明は、積極的に省内の地方自治政策を立案・実施していく。翌年一月に、「広東暫行各県自治条例草案」を作成し、広東省政府の官報である『広東公報』に掲載するとともに広東省議会へ送り、省議会の法律股・庶政股に審議させた。^⑦ その後、三月半ばに「広東暫行県自治条例」（以下「県自治条例」と略記）が省議会で議決され、四月六日に省公署より公布された。^⑧ 「県自治条例」の最大の特徴は、有権者が三人の「県長当選者」を選出し、省長がその三人の中から一人を県長に指名するという「県長民選」であった。なお、有権者は三日間の雑役に服した者か、あるいは「免工費」を納めた者という条件が設けられ、^⑨ 後述するように、この規定が選挙の集票活動を容易にさせることになる。

陳炯明による県自治政策が開始されると、省内各地では県自治を推進する民間レベルによる自治団体が設立される。順

徳県では一九二一（民国十）年二月十七日に、広州在住の「紳商学各界」の県人が順徳自治期成会を組織し、県内の自治準備の先駆けとなった。^⑩ また同時に、陳炯明による自衛提唱の通達により、順徳県内の各郷が連携して「聯団・自衛・自治」の実行を目的とした順徳全邑自治籌辦処が設立された。^⑪ 順徳自治期成会の正会長に就任した黎国廉は、先述の清末広東における自治風潮の火付け役となった研究社設立者の一人で、一九〇八（光緒三十四）年には、郷里の順徳県昌教郷で錦鯉沙各郷自治研究所を設立するなど、地域エリートとして清末から一貫して地方自治に関わってきた人物であった。^⑫

一九二一年一月十八日に新会県で成立した新会自治籌辦処も、設立の理由は順徳全邑自治籌辦処と同じく、陳炯明の自衛提唱の通達に呼応して、人民の安全と社会治安を維持するためには自治の実施が不可欠であるとの主旨で設立された。^⑬ 同籌辦処設立の先導役であった楊西巖も研究社に参加していた。^⑭

このように「県自治条例」が省議会で審議・議決され始めた頃から、省内各地では民間による地方自治の促進あるいは準備する団体が相次いで設立された。上記のほかにも、揭陽県（揭陽自治促進会）、南海県（広東自治促進会）、番禺県（番禺自治促進会）で自治組織が設立されていたことが確認できる。^⑮ そして、その設立者は清末民初期から地方自治に関心を持ち、積極的に関わってきた地域エリートであった。さらに広州では一九二一年四月、政府の地方自治政策を補助するために地方自治法についての研究を行う「自治研究社」が「名望のある」紳士らによって組織された。^⑯ この「自治研究社」設立の中心人物であった盧乃潼は研究社では副社長を務め、機関誌の総編輯員をも務めた伝統的広東紳士であった。^⑰ 一九二一年当時、研究社はすでに地方自治に関する活動をしていなかったが、「自治研究社」の設立目的である地方自治政策の補助と地方自治法の研究が研究社の設立趣旨とほぼ同じ内容であったことを考えると、「自治研究社」は清末から一貫して地方自治に関心を持っていた伝統的広東紳士等によって再組織されたものであり、その性格は研究社の後継と言える。^⑱ しかし、設立された自治組織の全てに清末期の自治風潮との連続性があったわけではなかった。香山県では一九二一年一月初旬、唐紹儀が県内の紳商各界の人物と県内各郷の局董を広州に招き、県内諸事の計画を目的とした香山全属自治籌

辦処を設立した。²² 唐紹儀は清末の外交政策に尽力した人物として著名であるが、その一方で清末より地方自治に関心をもち、研究社では名誉社長を務めた。だが、同籌辦処の設立者である陳賡虞・李安邦・林載伯・吳鉄城は、²³ 孫文のホノルル時代の旧知で、それまで一貫して革命運動に従事し、香山県とはほとんど関わりを持っていなかった。すなわち、同籌辦処は、順徳県や新会県の事例のように清末から一貫して地方自治に関心を寄せてきた同県出身の地域エリートではなく、革命活動を通じた関係に依拠した自治組織であった。唐紹儀自身も、研究社で名誉社長を務めてはいたが、武昌蜂起以降は、共和制を支持し、一九二二（民国元）年三月には、孫文の紹介により同盟会に加入し、同盟会中心内閣を構築するなど、孫文や革命派とのつながりを強く持っていた。²⁴ つまり、順徳・新会両県と香山県との自治籌辦処設立の契機を比較すると、順徳・新会両県の場合は陳炯明による県内の自衛強化の通達であったが、香山県の場合は唐紹儀自身の発案であり、設立式典に孫文が参加して「地方自治主義を詳細に解説する」講演を行っていることから、²⁵ 陳炯明の意向というよりも、孫文の影響によるものと考えらるべきであろう。ただ、陳炯明の自衛目的としての県自治（この点については後述）であれ、孫文の訓政構想における県自治であれ、²⁶ 同時期の両者は、少なくとも県制改革と県自治実施という点において、共通の認識を持っていたといわれる。²⁷ また、北洋軍閥政府に対抗する「民権的」政策としての地方自治という視点からも、成立過程の異なる自治籌辦処が対立することはなかったであろう。²⁸

第二節 県長・県議会議員選挙

一九二一年四月十六日に「広東省暫行県長選挙条例」が、十九日に「広東省暫行県議會議員選挙条例」が公布されると、²⁹ 省内各県では選挙活動が開始された。まずは、香山・開平・順徳三県の県長当選者を取り上げる。

まず、香山県長に当選した吳鉄城は、彼自身の回憶によると、彼は陳雁声・黄冷観（両者とも香山県出身の新聞記者）とともに『競選宣言』という小冊子を作成して選挙民に配布し、県内各地で演説を行い、³⁰ 県長に当選したという。吳鉄城は

表1 香山区・順徳県・開平県の県長選挙得票数順位

	得票数第一位	得票数第二位	得票数第三位
香山区	陳永安 (前香山県長)	吳鉄城	陳永峯
順徳県	周之貞	馮葆熙 (現省議会議員)	梁定夷 (順徳保衛団副局長)
開平県	黃炎 (医師)	鄧蔭南	林伯俊 (現県長)

註：括弧内は立候補以前の役職・職業。

典拠：「各県選挙知事名單」【香港華字日報】1921年9月2日・李宗黄前掲書、90～91頁、96～97頁より作成。

籍貫こそ香山区ではあったが、一八八八（光緒十四）年、江西省九江に生まれ、十五歳と二十歳の時に帰省した以外は、九江で教育を受け、後に自ら潯陽閱書報社を設立し、辛亥革命の後には革命活動に参加した。南京臨時政府が成立すると江西省の代表として南京へ赴き孫文と知り合う。その後、吳鉄城は孫文に随行し、第二革命の失敗後は日本へ逃亡し明治大学で学んだ。一九一五（民国四）年には、孫文の命を受けてホノルルの自由新報社で革命の宣伝活動と資金集めに従事するなど、県長に当選するまで香山区との関わりはなかった。

次に、開平県長に当選した鄧蔭南もまた幼くしてホノルルへ渡り、商農兼業を通じて財産を築く一方、一八九四（光緒二十）年に興中会に入会している。翌年、孫文が帰国すると、鄧蔭南はホノルルで私財を革命活動に投じる。その後、一九〇〇（光緒二十六年）年の惠州起義では中心的な役割を果たし、民国後は、広州で討袁・護法運動に参加した。鄧も吳鉄城と同様、県長に当選するまで開平県で何ら社会的活動に関わった痕跡はなく、鄧の籍貫が開平県であったために開平県から立候補したと思われる。

以上にみられるとおり、吳鉄城と鄧蔭南との共通点は、県長に選出されるまで、郷里で政治活動や慈善活動の経験が無かったということである。それにも関わらず県長に当選できたのは、彼らがそれまで革命党員として革命活動に従事してきたことによる国民党からの信頼によるものと考えられるが、これを可能にしたのは、「県自治条例」第四十三条の「県長は県住民の有権者によって直接三名を選出し、選挙後、省長によって一名を選抜、これを県長に任命する」という規定であった。^② 実のところ、吳鉄城と鄧蔭南の得票数はともに第二位であった（表二）。こうした省長陳炯明の意向が強く反映される県長選挙に対して、開平県では県民が番禺地方審

判庁に訴えを起こしている。その理由は、鄧蔭南は老体で手元足元がおぼつかず、さらにアヘン飲みで、文字も知らない人物であり、商売上の優遇を得たい同県出身の華僑が彼の選挙活動を援助したというものであった。^⑤

一方、順徳県で得票数第一位を獲得して県長に指名された周之貞（籍貫・出身とも順徳県）は呉鉄城・鄧蔭南とは状況が異なっていた。周之貞は早年に南洋へ渡り商売に従事し、一九〇五（光緒三十一年）年、同盟会に加入する。その後、シンガポールで『星洲晨报』の発行を通じて革命の宣伝活動に従事するなど、辛亥革命以前の周は、呉鉄城や鄧蔭南と同様、郷里での社会活動に関わることはなかった。しかし、第一次広東軍政府が成立すると、周は朱執信とともに順徳県を含む広州周辺の匪賊討伐を担当する。^⑥さらに県長選挙の実施直前の一九二一年一月には順徳県内の地域エリートを召集して、郷村防衛には保衛団（自衛団）が必要であると説いたり、また、彼らから保衛団に関する意見を聞いたりするなどして、各保衛団を連合した順徳保衛団局の局長を務めた。^⑦そして、周は県長当選後も県内の地域エリートとの関係を保持している。同年七月、盧乃潼・何藻雲・龍肇墀・馮葆熙ら順徳県の地域エリートが広州に駐省順徳公会を設立し、周は副会長を務めている。^⑧盧・何・龍は清末から一貫して県内の慈善活動・自治政策に関わってきた地域エリートであり、周が同会に所属していたことは、順徳県の地域エリートと協力的な関係を構築していたことを示している。また、一九二一（民国十二年）年、周は馮葆熙に地方志の編纂を提案したり、^⑨同年八月、陳炯明との対立により離粵した孫文に随行する際に馮葆熙を代理県長に推薦したりと、周と馮葆熙の関係は良好であったようだ。^⑩こうした周之貞の順徳県地域エリートとの関係構築が、彼の県長選挙での最多得票数を可能にしたかは断言できるものではないが、少なくとも周は、県長当選と県政遂行のために、国民党の影響力だけでなく県内の地域エリートとの連携をも意識していたことは確かであろう。

呉鉄城・鄧蔭南・周之貞の県長としての治績は、いずれも一定の評価がなされていた。^⑪しかし、孫文が陳炯明との対立から上海へ去った際に、三人とも県長を辞職して孫文に随行していったこと、^⑫呉鉄城の回憶によれば、彼が県長選挙に立候補することを決意したのは、孫文から「当選するかどうかは二の次で、最も重要なことは公開で選挙活動をして気風を

表2 姓別からみる開平県県議会議員選挙結果

(単位：人)

姓	張	司徒	閔	周	譚	黄	方	余	吳	林	許	何	鄧
当選議員数(計28)	5	5	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1

典拠：余榮謀修・張啓煌纂『(民国)開平県志』巻22「前事」1933年、14葉裏～15葉表(『中国地方志集成(広東府県志輯)』第35冊、上海書店・巴蜀書社・江蘇古籍出版社、2003年、442～443頁)より作成。

表3 姓別からみる恩平県県議会議員選挙結果

(単位：人)

姓	梁	吳	鄭	馮	岑	司徒	唐	劉	黎
当選議員数(計29)	10	7	4	2	2	1	1	1	1

典拠：「各県選挙議員名表(続)」『香港華字日報』1921年9月14日より作成。

開くことにある」という言葉に賛同したから、ということから考えれば、彼の関心は孫文・国民党にあり、郷村の治世にあったとは言いがたい。そして、ここで述べておかなければならないことは、県長選挙においては、県内の有力宗族が介入できる余地が少なかったことである。

一方、県議會議員選挙は県長選挙とは異なり、県内の有力宗族による選挙運動が盛んに行われた。前述の通り、選挙権を獲得するには三日間の雑役に服するか、あるいは「免工費」を納める必要があったため、いわゆる「大姓」と呼ばれる団結力・経済力を持つ有力宗族が選挙活動を優位に進めることが可能であった。無論、県長選挙でも県内の有力宗族による選挙運動は行われていたようである。例えば、増城・龍門の両県では、県内の「大姓」が集票活動を行う「公司」^④を組織して、ほしのままに選挙運動を行い、選挙監督者と結託して選挙事務所を占拠し、各選挙区の投票監督者に投票用紙を掌握させたという^⑤。しかし、「県自治条例」第四十三条の最終的には省長の意向によつて県長が指名される規定により、宗族による選挙運動は成果につながりにくいため、宗族にとつてみれば、そうしたリスクを負うよりも、同条項の制限がない県議會議員のほうが選挙運動は容易であったであろう。また、前近代において科挙及第者を多く輩出することが宗族の発展につながるものであったように、一人でも多くの議員を当選させることは宗族の繁栄を象徴するものであった。立候補者も議員となつて族内での名誉や宗族の共有財産(後述する遺産)を享受できる特

権を獲得するために、当選する可能性の高い県議会議員のほうが都合がよかつた。よつて県議会議員選挙における宗族による選挙活動は、県長選挙より明確な形で表れたと思われる。例えば、開平県では県内の「大姓」関・司徒・張の三姓のうち、関姓が積極的に策略を講じて、公司を組織し、同宗から県議会議員を当選させようとしていたという^④。その結果、関姓は司徒姓・張姓に次ぐ三人の県議会議員を当選させている（表二）。温婉芳（Yuen-fong Woon）氏の研究によれば、上記の三姓は清代より開平県の有力宗族として、広大な族田を保有し、多くの科挙及第者を輩出している^⑤。さらに、清末の広東諮議局議員選挙では張乃瑞・張煥猷が、一九一三（民国二年）の省議会議員選挙では関越傑・張葩初が、衆議院議員の県代表選挙では司徒穎が、一九一五（民国四年）年の国民代表会議の県代表選挙では張煥猷がそれぞれ当選するなど、清末から開平県内で行われた選挙には常に三姓が当選していた。

恩平県では、梁・呉・馮・鄭の数姓以外は、敢えて選挙に関わるものはいなかつたという^⑥。実際に、二十九人の県議会議員当選者のうち、梁姓十人（当選者数第一位）、呉姓七人（当選者数第二位）、鄭姓四人（当選者数第三位）、馮姓二人（当選者数第四位）であつた（表三）。この四姓も清代を通じて科挙の受験資格である童試合格者を多く輩出していた宗族であり、これらの有力宗族が県議会議員選挙に積極的であつたと思われる^⑦。

以上のように、陳炯明による県自治政策にともない、自治籌辦処や自治期成会・自治促進会といった組織が清末から地方自治に関心を持っていた地域エリートによつて設立されたことは、省内の地域エリートにおける県自治への関心の高さを示すものであつたといえよう。そして、「はじめに」でも言及したように、地域エリートの多くは有力宗族の代表者であり、実際に県長・県議会議員選挙は、有力宗族による選挙運動を通じて展開された。しかし、前者では最終的に省長が県長を指名する規定により、革命運動の功労者が県長に指名されることが多く、宗族による選挙運動は必ずしも効果的ではなかつたが、直接選挙が実施された後者では、県内の有力宗族が多くの議席を獲得した。

① 陳錫祺前掲書、下冊、一三一九―一三三三頁。

② 「孫文之理想計画」『香港華字日報』一九二二年三月十七日。

- ③ 吳鉄城「吳鉄城回憶録」三民書局、一九六八年、一一〇～一一一頁（原書：『四十年中国与我』中央文物供应出版、一九五四年）。
- ④ 深町英夫「広東軍政府論——民国前期における「中央政府」——」『民国前期中国と東アジアの変動』中央大学出版部、一九九九年、三九〇頁。
- ⑤ 吳鉄城前掲書、一一一頁。
- ⑥ 「徵求对県自治条例意見」『香港華字日報』一九二二年一月十日。
- ⑦ 「県自治草案公同研究」『広東群報』一九二二年一月十八日。
- ⑧ 「省會審查県自治条例之報告」『香港華字日報』一九二二年三月十八日。
- ⑨ 李宗黄「新広東觀察記」上海商務印書館、一九二二年、八十三頁。
- ⑩ この規定は県議會議員選挙でも同様であった（『広東省暫行県議會議員選挙条例』第一章「総則」第二条（陳定炎前掲書、下冊、一〇三三頁））。
- ⑪ 「順徳自治期成会選挙会長」『香港華字日報』一九二二年二月十六日。
- ⑫ 「順徳自治之先声」『香港華字日報』一九二二年一月二十五日。「順徳公民之籌備自治會議」『広東群報』一九二二年一月二十七日。
- ⑬ 拙稿二〇一一年前掲論文A。
- ⑭ 一月十八日の成立大会は新会県域の明倫堂で行われたが、その準備会議として十二日に広州でも会議が開催された（『新会自治之先声』『広東群報』一九二二年一月十四日）。
- ⑮ 「新会集議籌備自治詳情」『香港華字日報』一九二二年一月二十二日。また「新会自治籌備簡章」第六条では「自治の範囲はさまざまであるが、先ずは「保衛」・「公安」・「団防」の設置から始める」とある（『新会自治籌備簡章』『広東群報』一九二二年一月二十六日）。
- ⑯ 新会自治籌備処の先導役であった楊西澱は一八六八（同治七）年に新会で生まれた幼少期は郷里で教育を受けたが、その後は香港で育ち
- 生活の基盤は香港にあったと思われる。しかし、一九〇五（光緒三十一年）年に白銀二千元を寄付して新会邑城兩等小学堂を建設し、一九〇九（宣統元）年には香港新会商務公所の設立に携わるなど郷里との結びつきは強かった（『新会県志』新会区政府信息网ウェブページURL: <http://www.xinhui.gov.cn/export/xhsz/sz/xhszhm>）。
- ⑰ 「潮梅各属自治之初基」『上海民国日報』一九二二年五月十一日。
- ⑱ 「南海保衛公所籌議自治」『香港華字日報』一九二二年三月一日。
- ⑲ 同促進会は「県自治条例」発布後に成立（番禺自治促進会之内幕）『香港華字日報』一九二二年二月二十七日）。
- ⑳ 「徐紹楨組織自治研究社」『香港華字日報』一九二二年四月一日。拙稿二〇〇五年前掲論文、四十八頁。
- ㉑ 広東地方自治研究社の活動主旨は地方自治の実行ではなく、地方自治の研究と啓蒙であった（同上、四十六～四十七頁）。
- ㉒ 「唐総裁提倡地方自治」『上海民国日報』一九二二年一月十六日。
- ㉓ 「香山自治籌辦之進行」『広東群報』一九二二年一月十四日。
- ㉔ 鄭則民「唐紹儀」李新・孫思白主編『民国人物伝』第一卷、中華書局、一九七八年、二二七～二二八頁。
- ㉕ 「唐総裁提倡地方自治」『上海民国日報』一九二二年一月十六日。
- ㉖ 孫文の訓政構想における県自治論にはすでに多くの研究がある。ここでは近年の研究として黄珍徳「官辦自治——一九二九～一九三四年中山模範県的訓政——」（文物出版社、二〇〇九年、十五～三十五頁）をあげる。
- ㉗ 塩出前掲論文、八十一頁。
- ㉘ 中村哲夫「孫文の地方自治論」『神戸学院大学紀要』第二十七号、二〇〇七年、八十五頁。
- ㉙ 李宗黄前掲書、八十三頁。
- ㉚ 吳鉄城前掲書、一一一～一二二頁。

- ③① 吳鉄城前掲書、一〇九頁、十六〇十七頁、四十一〇四十七頁、六十二〇七十七頁。
- ③② 原名松盛。字有相。別称三・三伯(「開平県知事之当選人」)『羊城新報』一九二二年八月五日。
- ③③ 馮自由「鄧蔭南事略」『革命逸史』第一集(上卷)、新星出版社、二〇〇九年、四十二〇四十三頁。
- ③④ 李宗黄前掲書、八十七頁。
- ③⑤ 「開平選舉訴訟再誌」『香港華字日報』一九二二年九月二日。
- ③⑥ 邱捷「清末民初地方政府与社会控制——以広州地区為例的個案研究——」『中山大學學報(社会科学版)』二〇〇一年第六期、五十頁。
- ③⑦ 「周之貞接順德团局」『香港華字日報』一九二二年一月二十日。
- ③⑧ 「瑣聞彙誌」『國華報』一九二二年七月二十五日。「順德公会成立」『香港華字日報』一九二二年七月二十二日。
- ③⑨ 例えば、盧乃潼は一九〇九(宣統元)年四月に、順德県の県城大良で順城自治研究社を設立し副社長に就任している(拙稿二〇〇七年前掲論文、十四頁)。龍墾堦も同研究社に所属し、また大良で保嬰堂・來蘇院といった慈善組織を設立している(拙稿二〇一一年前掲論文A、一三三頁)。
- ④① 「順德令發起修縣志」『香港華字日報』一九二二年十二月十一日。
- ④② 馮葆熙は県長選挙で周之貞に次ぐ得票数を獲得した国民党員ではない順德県の地域エリートであった(各属通信「順德」『広州共和報』一九二二年八月二十六日。「馮葆熙一身二約」『広州共和報』一九二二年九月十五日)。また、県長選挙で得票数第三位の梁定夷もまた周によって県公署の署員として登用されている(「広東県行政之革新」『上海民国日報』一九二二年十二月一日)。
- ④③ 例えば、吳鉄城は県政組織の改革・教育実験区の設置・公文書の改革などに取り組んだ(吳鉄城前掲書、一一三〇一五頁)。また、周之貞は城壁を解体して道路を建設し、県公署を修築して、県城中心地域の鳳嶺地区の整備を行った(馮伯秋編「順德風采」広東人民出版社、一九八九年、一七七頁)。
- ④④ 鄧蔭南は澳門で隠居、その後すぐに死去(馮自由前掲書、四十二〇四十三頁)。
- ④⑤ 吳鉄城前掲書、一一一頁。
- ④⑥ 会社とは商行為によって営利を求める団体を意味し、日本語では通常に会社と翻訳される。確かに、ここでの会社は同族から県長や県議会議員を当選させるといふ営利を目的としていたが、何かしらの商売を行っていたわけではない。選挙事務所といった意味合いとして考えるべきであろう。
- ④⑦ 「民選知事之前途」『香港華字日報』一九二二年五月二十四日。
- ④⑧ 「県選挙之競争」『香港華字日報』一九二二年六月十三日(□は史料不鮮明のため判読できず)。
- ④⑨ Yuen-fong Woon (温婉芳), *Social Organization in South China, 1911-1949: The Case of the Kuan Lineage in Kai-ping County, Center for Chinese Studies, the University of Michigan, 1984, pp. 23-35.*
- ④⑩ 「県選挙之競争」『香港華字日報』一九二二年六月十三日。
- ④⑪ 余丕承等修・桂站等纂『民国 恩平県志』卷六「建置」一九三四年、五葉裏一六葉表(『中国地方志集成(広東府県志輯)』第三十五册、上海書店・巴蜀書社・江蘇古籍出版社、二〇〇三年、五三九一五四〇頁)。

第二章 郷村自治と宗族

第一節 陳炯明の郷村自治計画

前章では県レベルについて考察した。では、郷村レベルでは、どのような地方自治政策が計画され、それに対して郷村ではいかなる反応があったのであろうか。

「県自治条例」第十四条では「県は県議会の議決を経て、その権限の一部を自治区に委託して処理することができる」とあり、また、第十九条では「県議會議員は同時に県公署職員及び県内の区自治職員を兼任することはできない」ともあることから、^①省公署は「区自治」の計画をしていたと思われる。そもそも行政単位としての「区」は、清末広東では、県とその下部単位である「堡」(あるいは「都」との中間に設けられ、地方自治を実施するための調査や、警察・国防設置の単位として利用されていた。^②

また、実際に省議会でも「区自治」に関する条例の議論が行われ、一九二二年二月には、以下の四点を骨子とする「区自治条例」が起草された。^③そして、翌月には法制編纂委員会でも条文の作成が開始された。^④

- ①各県をいくつかの区に分け、各区に参事会・董事会を設置する。
- ②参事会は議決機関とし、その会員は二十名、人民による直接選挙によって選出する。
- ③董事会は執行機関とし、その会員は七名、参事会会員より選出する。
- ④参事会の議決は、県長によって改めさせることができるが、参事会もまた前議を固持して県長の命令を受けなくてもよい。県長と区参事会が争った場合には、省長が裁決を下す。

この四点は清末の地方自治政策の中で布告された「城鎮郷地方自治章程」を強く意識したものであると思われる。同章

程では城（県城）・鎮・郷ごとに議決機関として議員二十名からなる議事会と、執行機関である董事会を設置することが規定されており、また知県（県長に相当）には議事会を監督する義務があったが、議事会を解散させる権利は総督・巡撫にあった。^⑤ 辛亥革命以降の地方自治政策でも同章程が援用されてきたことを考慮すると、「区自治条例」も同章程を基盤としたのであろう。

それでは、陳炯明はこの時期、郷村レベルの地方自治についてどのように考えていたのだろうか。「区自治条例」が計画され始めた一九二二年二月に、陳炯明は英字紙記者によるインタビューの中で、地方自治について「中国の各郷村は古より共和制を実行しており、各郷村には自治を主旨としないものはない。今日、中国の自治は、まず郷村より施行して順次拡大し、全県・全省・全国へと拡大するべきであり、現在、広東ではすでに郷村の上に区を設置する政策を実行している」と述べている。^⑥ 陳炯明の言う共和制とは、中国（すくなくとも広東）の郷村では、古来より宗族を基盤とした自治的活動が行われていたことを示唆しており、これを利用して「区自治」を計画するということであらう。陳は清末の広東諮議局議員を務めた際に「籌辦城鎮郷地方自治議草」を提議して、郷村における地方自治の人材育成を主張し、一九二七（民國十六）年には自著『中国統一芻議』の中で「聯治民主とは何か、簡単に言えば、郷を連ねて区として統治し、区を連ねて県として統治し、県を連ねて省として統治し、省を連ねて国を治めることである」と述べている。^⑦ すなわち、陳炯明は県レベルの自治と同時に、郷村レベルの自治の必要性を認識し、そして、その基盤として郷村における伝統的な自治、つまり宗族活動を意識していた。それは陳の郷村統治政策からも看取できる。例えば、一九二一年三月、陳は省内各県長へ向けて賭博禁止の命令を発する。その内容は、各県長が賭博禁止のための冊子を作成し、それを配布しつつ、演説を行うべしというものであったが、郷村での演説は「地保」と「族長」が共同で行い、もし「地保」がいなかった場合には「族長」が全責任を負うことになっていた。また、「族長」もない場合は、当局が「指定した該姓の紳士」を充てることになっていた。^⑧ 注目すべきは、郷村内における賭博禁止活動の責任者として、「族長」すなわち宗族の代表者を指名しているこ

とである。このように、陳炯明は広東における宗族を基盤とした郷村構造を認識し、郷村自治を含む郷村統治の担い手として宗族の指導者が有効であることを意識していた。

第二節 『竹秀園月報』における自治論

陳炯明による郷村自治の計画に対して、郷村では若年者によって自治の必要性を主張したり、実際に自治会を計画・組織したりする動きが見られた。ここでは主に香山県竹秀園郷をとりあげ、同郷で発行されていた郷刊雑誌『香山良都竹秀園月報』（以下、『竹秀園月報』と略記）での議論から、郷村における自治に対する意識を考察する。

竹秀園郷は香山県の県城から南へ十里（約六キロ）のところに位置し、明朝期に郭壽峯なる人物が県内の茶奇洛から遷居し、長子藍田^①・次子念峯^②とともに、同郷とその周辺の土地を開拓し、後に「郭氏庄」とも別称されるようになった。^③「はじめに」でも述べたように、中国東南部、主に福建・広東両省における単姓村の多さは、二〇世紀半ばから多くの研究者が指摘してきた。^④同郷内には郭藍田・郭念峯を祀る祖廟をはじめとして、数多くの郭姓の祖廟が建設され、祖先祭祀や行事が行われたり、一九二三（民国十二年）、郷内に電話の設置が計画された際には、その経費が郭姓の共有財産である積善堂から捻出されたりしたことから、同郷は郭姓を主たる構成員とする郷村であったとみてよい。^⑤さらに、一九二一年九月に実施された香山県議會議員選挙では、同郷から郭秉堅・郭琳葆（琳葆は補欠当選）が当選しており、郭姓による郷村内における宗族結合の強さがうかがえる。

一九二〇年、郷内の竹秀園郷立高等小学校の校友によって『竹秀園月報』が創刊される。高民川氏によれば、香山県では一九二〇年代初頭から一九三〇年代にかけて、郷里の情報を海外に居住する同郷人へ発信することを目的として、四十種ほどの郷刊雑誌が発行されたが、『竹秀園月報』はその中でも最初期に創刊されたものであった。^⑥また、高氏は『竹秀園月報』の特徴として、同月報は郷紳や文人といった伝統的知識に精通した文化人ではなく、同校の卒業生である若年者

によつて発行されたことを指摘する。^②以下に考察するとおり、彼ら若年者は同月報において、地方自治の必要性やその計画を主張した。まずはその主張から若年者にとつての自治が、いかなる論理に依拠しているのかを明らかにしたい。

『竹秀園月報』第二期に掲載された「對於郷務之整頓談」は、「一介の書生」と名乗る璞なる人物によつて執筆された論説であるが、^③彼はまず当時の社会情況について、政治改革が進展せず、軍閥による殺戮が繰り返されているために、社会の混乱や治安の悪化が改善されず、民衆の道徳も失われていると論じる。次に、その解決策として、人々の道徳を明らかにすること、郷民の知識を向上させること、郷務を整理し自治を實行することなどが必要であると主張する。さらに、彼は郷村において自治を實施することにより県治を安定させ、自治を省から国家へ拡充することで社会秩序が整い、強い国家を建設することが可能になると述べる。ここに見られるような、個人の明徳から郷村の自治へ、さらに県・省自治へと展開することにより、国家の安泰が實現するという発想は、彼自身も「身を修めた後に家が斉い、家が斉つた後に國が治まり、その後天下が平らになる」と述べていることから明らかのように、儒教の經典である『大学』の八条目を根拠にしている。すなわち「家が斉う」ことと、郷村における自治とが対応するのである。少なくとも明代以降の「家」とは、狭い意味での個別家族を指すよりも、個別家族を包括する血縁集団である宗族を意味するが、^④広東郷村における宗族意識の強さを考慮すれば、「家が斉う」ことは、宗族による郷村自治の實行と同義であつた。これは前述の陳炯明が宗族を基盤とした自治的な活動を利用して「区自治」を實施し、自治を全県・全省・全国へと拡大すべきとした考え方とも相通じよう。

同月報第六期には「改良我郷計画談」と題した論説が掲載されている。^⑤この論説も、強い国家を建設するためには、必ず故郷の改善からはじめるべきであるとし、その根拠として同じく『大学』の八条目をあげている。そして、改良の具体的な方法として、郷村内に自治社や学校、警察や民団（自衛団）といった組織や施設を設置することを提案し、^⑥自治社を郷民による郷内事務に関する議決・執行機関として考えていた。

このように宗族と自治とが結びつき、自治団体を設立しようとする動きは、「家族自治会」という名称で、清末の自治風潮期より民国初年にかけて複数の事例が見られた。^{②④} 一九二一年九月に呂襄武^{②⑦}が鶴山県沙坪郷で設立した呂氏家族自治会も、その名の通り「家族」すなわち宗族と自治が結びついた自治組織である。興味深いのは、同自治会が中学を卒業した族人に対し、宗族の共有財産から奨学金を出すと決定したことである。^{②⑧} 科挙の停止以後、宗族の共有財産から奨学金を出すといった内容が宗族内の規約である族規に加わることはよく見られるが、^{②⑨} これを自治会で行ったということは、自治を宗族における活動と同義的にとらえていたことを示唆している。

第三節 自衛と自治

さて、竹秀園郷では『竹秀園月報』で郷村改革論が掲載された後、一九二二年十一月に郷村内の自衛団である「聯防」を組織する。^{③①} この聯防組織は、上述の改革論にも挙げられていた民団を具体化したものであると推測されるが、「本郷聯防章程」の末尾にある聯防代表者の連名は郷長郭成勳以下、全て郭姓であった。さらに同章程は、自衛活動中に負傷した場合の治療費や自衛活動に功績があつた者に支払われる賞金は各祖廟が負担すると規定されたり、見知らぬ人物に郷村内の道や施設を教えたり、匪賊を匿したりした者は、永久に「本族より」追放すると定めるなど、族規や族約とも取れるような内容であつた。^{③②} 同時期の広東郷村において、宗族が民団（聯防）組織を設立したり、あるいは同族によつて郷村を防衛したりする事例は、南海県大富郷の譚姓による団局（団長は譚邦立）^{③③} や、新会県梅江郷の陳姓（代表は耆老陳伝恩）による匪賊との交戦など、^{③④} 他県でも認められる。さらに、後述するが、新会県滄頭郷民団のように、幾つかの同族連合によつて民団が設立される場合もあつた。^{③⑤}

ここで述べておかなければならないことは、民団と自治との関係であろう。一九一五年から『上海民国日報』の総編輯を務めた葉楚傖は、一九二二年に約四ヶ月間、広州で広東情勢を取材し、同報でいくつかの論説を發表している。そのう

ちの一篇に民団と清郷（鄉村に潜む匪賊を排除して治安維持を図る）政策に関する論評があり、内容は次のとおりである。各郷村で民団が設立される以前は、各県長が指揮する警備隊が県内の治安維持を担当することになっていたが、広東当局のあまりにずさんな政策により、盗賊・匪賊の増加は甚だしく、警備隊では社会治安を維持することができず、さらに県公署には警備隊を整備する財力もなく、民団の成立を急ぎ促すべきである。³⁶ 同様の論調は、当時の他の新聞・雑誌でも多かった。竹秀園郷で自治社の計画と同時に聯防が設立されたことも、郷村内の治安維持を優先すべき背景があったためと考えられる。また、香山県では象角郷・長洲郷・大興坊郷等が連合して、四郷自治会を設立したが、その基盤となったのは、同地域の聯防組織である「四郷総局」であった。³⁷ つまり、民団の設立は、匪賊・盗賊への対処という本来の目的に加え、自治実行の基盤となる組織、あるいは自治実行の第一歩と考えられていた。例えば、揭陽県で一九二二年三月に揭陽自治促進会が設立されたことは既述したが、同県では同年五月五日に、県内各地で設立された郷団を連合させた揭陽郷団が成立する。同県県長はその開団式典において、郷団の成立は自治実施の手がかりであり、郷団組織を強固にすることは、自治の能力を高めることにつながるといった主旨の演説を行っている。³⁸ さらに、同年十二月、南海県では、各郷の団紳が県署で聯団についての会議を行い、南海聯団を設立したが、「南海県全属団聯章程」の第一条では「地方秩序を維持し、自治を保護することを主旨とする」とあり、郷団・民団設立の先には自治が想定されていたことがうかがえる。³⁹

郷村防衛の視点による自治の必要性は、前章第一節でとりあげた順徳県や新会県の自治籌辦処が陳炯明による郷村自衛の通達によって設立されたように、郷民が故郷を防衛することから始まったともいえる。清末期から宗族の代表者でもあった地域エリートによって自治組織の設立に宗族が意識され依拠されてきた経験と、この時期の甚だしい治安悪化において、郷村統治としての自治と郷村防衛としての民団とが不可分な関係にあったとしても特に不思議ではない。それは先述のとおり、陳炯明が郷村統治の担い手として「族長」や「該姓の紳士」といった宗族の代表者を想定していたことからもうかがえる。

以上、本章の議論をまとめると、第一節で明らかにしたとおり、陳炯明が考えていた郷村レベルの地方自治は、広東郷村社会の特徴である宗族を基盤とした伝統的な自治を意識したものであった。そして、第二節で述べたとおり、宗族を基盤とした郷村では「家が斉う」ことの「家」と郷村が空間的に一致し、「家が斉う」ことは宗族結合を維持発展することであり、自治と同義的なものとしてとらえていた。つまり、陳炯明の意図する郷村自治と郷村で求められていた自治とは概ね一致していたといえよう。さらに本節で論じた郷村防衛のための聯防においても、宗族を基礎として聯防を設立した郷村と、宗族の指導者を代表とする陳炯明の政策との間に齟齬はなかった。

① 李宗黄前掲書、八十五頁。

② 例えば、順德県では一八八四（光緒十）年の清仏戦争の際に、県内を十区に分け、各区に团防（自衛团）を設置した。この「区」分けが

光緒末期の地方自治区域を計画する際に再び利用された（『民国』順德県統志」卷一「輿地」一葉表）〔中国地方志集成（広東府県志輯）

第三十一冊、上海書店・巴蜀書社・江蘇古籍出版社、二〇〇三年、四八七頁〕。香山県でも光緒末期の地方自治実施の過程において、官紳

が県内を「区」に分けて調査したことが発端であった（『民国』香山県志統編」卷二「輿地」一葉表）〔中国地方志集成（広東府県志輯）

第三十二冊、上海書店・巴蜀書社・江蘇古籍出版社、二〇〇三年、五一〇頁〕。

③ 「広東区自治条例已議決」『上海民国日報』一九二二年二月二十四日。

④ 「会議区自治条例」『廣州共和報』一九二二年三月十四日。李宗黄の記録及び新聞報道を見る限り、陳炯明政権下では「区自治条例」公布

は行われなかったと思われる（李宗黄前掲書一〇八―一〇九頁）。しかし、王鴻鑑・黄紹声両氏の回顧的文章によれば、区公所区長、郷鎮

公所郷鎮長の選挙も実施されたとの一文はあるが、特に具体的な記述はない（王鴻鑑・黄紹声「陳炯明統治広東時期的若干措施」『広東文

史資料存稿選編』第二卷、広東人民出版社、二〇〇五年、三七〇頁〔執筆は一九六五年〕。

⑤ 「城鎮郷地方自治章程」故宫博物院院明清档案部編『清末籌備立憲檔案史料』下冊、中華書局、一九七九年、七二七―七四一頁。

⑥ 「西報訪員与孫陳之談話」『香港華字日報』一九二二年二月二十三日。

⑦ 段雲章・倪俊明編『陳炯明集』上卷、中山大学出版社、一九九八年、九頁。

⑧ 陳炯明『中国統一芻議』一九二七年（段雲章前掲書、下巻、九九三―九四四頁）。

⑨ 「陳鏡存敬申各県賭禁」『上海民国日報』一九二二年三月十四日。

⑩ 十世祖、諱宗周、字師敬。一五〇二（弘治十五）年生、一五七四（萬曆二）年没。

⑪ 十一世祖、諱彰、字惟有。一五三〇（嘉靖九）年生、一六二二（萬曆四十）年没。

⑫ 十一世祖、諱晟、字惟亮。一五四九（嘉靖二十八）年生、一六四八（順治五）年没。

⑬ 「中山良都竹秀園郭氏家譜」不分卷、一九二九年、十世祖壽峯公・十一世祖藍田公、十一世祖念峯公の項（同書は頁数の表記無し）。

- ⑭ 「氏族志初稿」中山県文献委員会『中山文献』創刊号、一九四七年
 『中国史学叢書』初篇十一、第八卷『中山県志初稿』台湾学生書局、一九八五年、四十四～四十五頁。
- ⑮ 仁井田陞『中国の農村家族』東京大学出版会、一九五二年。Frederman Maurice, *Lineage Organization in Southwestern China*. Athlone, 1958. (日本語訳：モリス・フリードマン著・田村克己・瀬川昌久訳『中国の宗族と社会』弘文堂、一九八七年)。また、陳翰笙氏は清末以降の広東郷村社会を、通常は一村一姓の単姓村であるが、一村内に複数の姓が居住する場合でも、同姓ごとに村内の一角に集住し他姓と雑居することはなかったとする（陳翰笙著・井出李和太訳『南支那農業問題の研究』松山房、一九四〇年、五十八頁）。
- ⑯ 「積善堂選挙値理」『香山良都竹秀園月報』第二十八期、一九二三年一月。
- ⑰ 前掲『民国』香山県志統編』卷三『氏族』六葉表（五一～九頁）。
- ⑱ 「男女志士被選挙議員」『香山良都竹秀園月報』第十二期、一九二二年九月。同郷からの当選者は、この二人の他に黃璧魂が当選しているが、この人物は女性であり、必ずしも同郷内に郭姓以外の宗族が存在していたとは言えない。
- ⑲ 竹秀園郷では二十世紀初頭から海外へ渡る者が現われたという。一九二〇年代以降、中国民族資本の四大百貨店の一つと称されるようになった永安百貨公司（香港と上海で開業）の創設者である郭官榮（二十三世祖、通名榮、字鸞輝、号景崇。一八四七〔道光二十七年〕年生、一九五六年没）と郭官泉（二十三世祖、通名泉、字鳳輝、号景光。一八七五〔光緒元年〕年生、一九六六年没）は同郷の出身である（高民川『竹秀園演变为僑郷』『永安』郭氏の貢賦『中山僑刊』第七十三期、二〇〇七年。王遠明『風起伶仃洋——香山人物譜』廣東人民出版社、二〇〇六年）。
- ⑳ 高民川『解放前的郷刊月報知多少（一）・（二）』『中山僑刊』第五十七期、二〇〇三年。竹秀園郷立高等小学校の創立時期は不明だが、香山県の郷村レベルの小学校は一九〇三（光緒二十九年）年から一九〇八（光緒三十四）年の間に設立されていることを鑑みて、同校も同時期に創立したと仮定すると、一九二〇年当時で、最高齢の同校卒業生は二十五歳から三十歳と思われる（前掲『民国』香山県志統編』卷四『建置』九葉裏～十四葉裏（五四六～五四九頁））。
- ㉑ 恐らくは同月報社社長である郭璞生（世代・生没年は不明）ではないかと思われる（『社務紀聞』『香山良都竹秀園月報』第十二期、一九二二年九月）。
- ㉒ 「對於郷務之整頓談」『香山良都竹秀園月報』第二期、一九二〇年十一月。
- ㉓ 井上徹『中国の宗族と國家の礼制——宗法主義の視点からの分析——』研文出版、二〇〇〇年、三十七頁。
- ㉔ 「改良我郷計画談」『香山良都竹秀園月報』第六期、一九二二年三月。
- ㉕ その他の施設として幼稚園・閲報社・郷報・図書館・博物院・郵政局・通俗演説団・医院・養老院・公園・道路修築・潔淨局・街灯・市亭・鐘樓・銀行・電話・碁樓・工場・農場を列挙している（『改良我郷計画談』『香山良都竹秀園月報』第六期、一九二二年三月）。
- ㉖ 拙稿二〇〇七前掲論文、十五～十六頁。同二〇一〇前掲論文、二二～八～二二九頁。
- ㉗ 呂襄武は清末民初期に鶴山県で活躍した教育者。一九〇九年に沙坪郷で錫強学塾を開く（徐曉星『民国時期鶴山的教育改革』『炎黄天地』二〇〇〇年第一期）。
- ㉘ 『塾外新聞』『錫強月聞』第二期（号数不明）、一九二二年九月。
- ㉙ 多賀秋五郎『近代中国における族塾の性格』『近代中国研究』第四輯、東京大学出版会、一九六〇年、二三四～三三六頁。

③⑩ 郷村における自衛団は保衛団、聯防、民団あるいは郷団と名称はさまざまであるが、民間の武装組織として郷村を防衛するという役割に

おいては同じものである(蒲豊彦「一九二〇年代広東の民団と農民自衛軍」『京都橘女子大学研究紀要』第十九号、一九九二年、一〇七頁)。

③⑪ 「改良我郷計画談」(香山良都竹秀園月報)第六期、一九二一年三月では民団の設立に關して十六歳以上、五十歳以下の郷民が民団に参加することを義務付けるなどの具体的計画が記されているが、「本郷聯防章程」(香山良都竹秀園月報)第三十期、一九二三年三月)ではそれと同様の内容が規定されている。

③⑫ 「本郷聯防章程」(香山良都竹秀園月報)第三十期、一九二三年三月。

③⑬ 「南属大富団局被劫」『香港華字日報』一九二二年八月二十六日。ただ大富団局では、郷村民が勇兵となるのではなく、同郷に駐屯していた李福林の軍隊に委託していた(『南海七堡聯防之統聞』『廣州共和

報』一九二二年八月二十四日)。

③⑭ 「各属通信・新会」『廣州協和報』一九二二年八月一日。

③⑮ 「濠頭郷民団局之佈告」『羊城報』一九二二年一月十八日。

③⑯ 「四個月裏の広東觀察談」『上海民国日報』一九二二年五月二十九日。

③⑰ 「象龍四郷擬設自治会」(香山良都竹秀園月報)第十二期、一九二二年九月。

③⑱ 「潮梅各属自治之初基」『上海民国日報』一九二二年五月十一日。

③⑲ 「南海聯団會議情形」『香港華字日報』一九二二年十二月十三日。

④⑰ 「南海縣籌辦聯防章程」『羊城報』一九二二年五月二十二日。「南海県全属聯防章程」『広東自治雜誌』第四期、一九二二年五月。

④⑱ 何文平「武力化与民初地方社会秩序——一九二〇年代珠江三角地区軍団衝突之分析——」『社会科学研究』二〇一一年第一期。

第三章 宗族内の対立

第一節 老若の対立

広東郷村における宗族を基盤とする自治組織の土台には、儒教的な祖先崇拜に依拠した同族集團内の階層構造、つまり宗族の基本原理があった。したがって、族内の紳耆や耆老と呼ばれる老成者^①が同族を束ね、族内の風紀や教育・福祉だけでなく、郷内・県内の様々な慈善活動にも従事していた。清末期から一貫して省内の地方自治に關わってきた地域エリートが多くが宗族の代表者であった所以はこの点にある。しかし、清末以降の近代西洋思想の流入、さらに一九一〇年代後半からの新文化運動は、宗族という伝統的概念に影響を与えるようになる。本章では、前章で取り上げた香山県竹秀園郷

における地方自治論が、同郷内のいかなる情況の中で生まれたのかを考察する。

前章第二節で取り上げた『竹秀園月報』の二篇の論説、とりわけ「改良我郷計画談」では、郷村自治の具体的計画とともに実施のための経費の捻出方法についても述べられている。それは郷村内に数多く存在する祖廟や、その祖廟で行われる各種の神事である「会務」を統合することにより自治経費を捻出しようというものであった。実際、当時の同郷には十一世祖の郭藍田・念峯の祖廟を初めとして数多くの祖廟が設けられ、それぞれの祖廟では秋冬二回の祖先祭祀である「嘗蒸」が行われていた。論説によると、これらの祖廟を統合し、新たに合族祠を建設すれば、祖先祭祀の回数を減らすことができ、経費削減が可能になるとする。一方、年間を通じて行われていた清明会や祭祖会といった会務については、そもそも「こんな奇妙な」迷信に年間十万から二十万円もの大金が費やされるなら、その精神と費用を公益事業に向けるべきであるとし、会務を春と秋の二回にまとめ、それにより浮いた費用を自治経費に充当できると主張する^④。祖廟の統合に関しては、自治経費の捻出という目的のほか、宗族形態に関わる問題、すなわち、同宗異房（同宗異枝）の問題があった。郷務や祖先祭祀の際には、しばしば房族間で諍いが生じ、時には鬭争あるいは訴訟にまで発展したという^⑤。合族祠の建設には、各房族の象徴である各房の祖廟を統合することにより無益な房族間の対立・鬭争・訴訟を解消するという意図もあった^⑥。注目すべきは若年者によって主張された地方自治の計画が、宗族内における伝統の改革を通じて行われようとしたことであろう。その背景には、「民主」と「科学」に基づいて旧来の弊害を改革しようとした新文化運動の影響があることは疑いない。彼らにとって最も身近な「民主」とは自治であり、自治の実現のために非「科学」的な迷信を象徴する多種多様な祖廟や祭祀を統廃合し、房族間の対立原因である伝統的儒教に基づく宗族の改革を主張したのである。

これに対して同郷のある「村佬」^⑦は、同月報上で「郷人道徳墮落之堪憂」と題する文章を発表し、父母や老人に対する虐待の事例を挙げて、若年者が新文化運動の潮流に乗り「孝悌の義」「倫常の道」を疎かにしていることを批判する。さらに、村佬は自身が時代の潮流に逆行しているという批判は受け入れるが、「名教の罪人」になることだけは受け入れら

れないとする。^⑧つまり、村佬は若年者が新文化運動を支持し、「民主」としての自治の実施を容認しても、自治経費を捻出するための祖廟の統合は「名教」すなわち「父子天合」に象徴される家族道徳^⑨を否定しかねない問題であり、認めるわけにはいかなかった。そもそも同月報における郷村自治の主張は宗族による自治を主張したものであり、また村佬ら老成者も清末民初に宗族の代表者として地方自治に参加してきたのであるから、彼らが郷村自治そのものを否定していたとは考え難い。しかし、家族道徳の象徴である祖廟や祖先祭祀を統廃合して自治経費を捻出することは受け入れられなかった。以上から、竹秀園郷における宗族による郷村自治をめぐる議論は、老成者と若年者との宗族に対する考え方の違いの上に展開されていたことがうかがえる。

一九二一年春、陳姓による単姓村であった新会県外海郷において、新文化に心酔した少年が同族の少女と結婚するという事件が発生する。一元的な単一の経路で辿られる父系出自の保持を原則とする宗族にとつてみれば、同姓結婚は一大事であった。この「淫らな行為」が明るみになると族内の紳耆は一致して反対した。しかし、同姓結婚を支持する少年らは紳耆の反対にもめげず、郷内に人を派遣して同姓結婚を主張した印刷物を配布したり、大通りに掲示を貼り出したりしたが、ほとんど効果は無く、次々と剥がされた。さらに郷内の多数の子弟たちもこの議論には賛成しなかったという。^⑩少年は紳耆によつて郷村を追われ、少女を連れて広州泮塘へ移り住んだ。^⑪少年の主張はまさにを同姓不婚という伝統に対する挑戦であり、紳耆と少年との宗族に対する考え方をめぐる対立であった。その一方で、同姓結婚は宗族の根幹を揺るがしかねない問題であり、郷村内の子弟からも反对者が出たことは留意すべきである。

香山県恒美郷では「更夫（夜警）」費用の増額徴収をめくり、「革新派」と「守旧派」との対立が起きたが、興味深いことは当時の新聞が「革新派」を開明的な考えをもった青少年とし、「守旧派」を年配の頑固者と報道していることである。結局、守旧派が主導権を握ったという。^⑫

以上三点の事例から、一九二〇年代初頭の広東郷村内では新文化運動の影響を受け、伝統の改革を求める若年者（青

年・少年」と宗族の代表者をはじめ、伝統を維持しようとする老成者（村佬・紳耆）との対立が見られたことが明らかになった。ただ、前章第二節でも考察したように、彼らは郷村自治の必要性の根拠として『大学』の八条目を取り上げており、あくまで自治費用の捻出のために祖廟の統合など宗族形態の改革を主張したのであって、宗族自体を否定したわけではなかった。先述の同姓結婚の事例でも、多くの子弟は同姓結婚には賛成しなかったわけであるから、宗族の基本原則である父系出自の保持は、当然、受け継ぐものとして考えていたのであろう。

第二節 陳炯明の嘗産政策と私塾政策

前節では一九二〇年代初頭の広東郷村における宗族内の世代間対立を明らかにした。それでは、地方自治政策を推進する立場にあった陳炯明はこうした対立をどのように考え、いかなる対応を取ったのであろうか。ここでは、広東省政府による宗族の共有財産である「嘗産」政策と私塾政策を取り上げて考察する。この二つの政策は一見すると地方自治政策とは関係がないように思えるが、宗族を基盤として構成されていた広東郷村における地方自治政策を推進しようとしていた陳炯明にとって、若年者あるいは老成者のどちらに地方自治の主導権を握らせるのかを郷村に示す上で重要な政策であった。嘗産政策は省財政庁長の馬育航、私塾政策は広州市教育局長の許崇清による発案で、いずれも陳炯明自身によるものではない。しかし、馬・許とも陳炯明の招聘により着任しており、陳の彼らに対する信頼度は高かったと言って良い。これを確認するために、以下に馬・許と陳との関係について述べておきたい。

馬育航は一八八三（光緒九）年、陳炯明と同郷の海豊県に生まれた。彼らはで幼年期よりともに政治運動をしてきた間柄で、一九〇〇年、同県田心郷で小農場を開き、有志とともに兵学を研究した¹⁰⁾。一九〇八年には海豊地方自治会を設立、翌年には『海豊自治報』を創刊し、陳が主筆を務め、馬も執筆活動を行った。さらに広東諮議局議員選挙では、馬が陳の当選のために選挙活動に奔走するなど、馬は陳の地方自治思想の形成期に常に行動を共にし、共通の政治意識を持ったグ

ループを形成していた。¹⁵⁾ 一九二〇年十一月、陳炯明は省長に就任すると同時に、馬育航を汕頭市政局長・瓊崖民政長に任命し、¹⁶⁾ 一九二二年五月には広州へ呼び戻し、省財政庁長に就任させている。¹⁷⁾

許崇清は一八八八(光緒十四)年、広州の名望一族に生まれ、一九〇五(光緒三十一年)年に日本へ留学、第七高等学校から東京帝国大学文学部、さらに哲学・社会学・教育学を専門に同大学院へ進学し、一九二〇年、三十二歳の時に大学院を修了、帰国する。¹⁸⁾ 同年十一月、陳炯明に請われて広東省教育委員会及び広州市教育局長に就任する。陳炯明は近代教育への関心から、¹⁹⁾ 同教育委員会・同教育局に対して、独立した権限と自主性・専門性を与え、両機関は陳炯明の支持のもとで全省の教育事業を展開していく。²⁰⁾ 以上より、陳炯明と馬・許とが近い関係にあること、ひいては馬・許が発案した営産政策と私塾政策もまた陳炯明の意向に沿ったものであることが確認できよう。

次に営産政策と私塾政策の具体的な内容について考察していく。

まず、営産政策について言えば、営産とは公嘗・祖嘗なども称され、宗族内の祭祀や神事、各種公益・慈善事業の費用に充てられる宗族の共有財産のことである。ただ、実際には、生員・举人といった科挙の受験資格者及び科挙及第者が、科挙の停止後は学堂の卒業生や任官者が特権的に営産を享受することが一般的であった。²¹⁾ 時に、学校の建設や運営費用に利用しようとする者が現われても、すでに営産を享受している者が妨害し、訴訟になることも少なくなかった。そこで、馬育航はこうした流弊を正すべく、営産から郷内の子弟の学費援助費用を計上するように規定し、一部の族人による営産の独占を禁止する改革案を省長に提出した。この改革案は、馬育航の郷里で実践されていた「海豊馬氏営産助学簡章」を法令化しようとしたものであった。この提案は陳炯明によって採用され、一九二二年五月、広東省公署・広州市政府・汕頭市政庁訓令として発布された。²²⁾

伝統中国において一族から科挙及第者を輩出することは、宗族の繁栄を象徴するものであった。土地を購入する経済力や地域社会における影響力を獲得する拠り所となっていたからである。科挙及第者が特権的に営産の恩恵を受け、それが

辛亥革命後も継承されたことは、彼らが一族にもたらず利益を考えれば、一定の意義があったといえる。このような状況下において、馬育航の営産政策は、営産の受益者、つまり宗族の指導者であった特に紳耆と呼ばれる老成者の特権を奪うことになったといえよう。

一方、私塾政策は、一九一〇年代後半から一九二〇年代にかけて私塾改良の動きが全国的に強まっていく中で、科挙の試験勉強である儒教の経典や八股文形式の作文に重きを置いた私塾教育では教科科目が不完全であるため、「巡回教員」を派遣して、教育内容の指導と改善を目指したものであった。^{②③}この政策は、広州市内から開始され、後に省内各県へ拡大されていった。例えば、鶴山県では、一九二二年三月に県教育局が私塾教師に対して教科書に沿って授業を行うように命令するとともに、各塾師に県教育局で教師登録をさせ、県教育局の検査を受けさせることを決定した。^{②④}その後、同県公署は臨時小学教育養成所を設置し、各塾師に対して、同年九月末までに私塾を解散し養成所で講習を受けるように命令、一九二三（民国十二）年には私塾を一律廃止し、県内各郷に小学校を設立することを布告した。それと同時に、郷村内で塾舎を閉鎖しない郷長・耆老を厳罰に処するとした。^{②⑤}こうした私塾政策によって伝統的な儒教的知識を教授する場が失われていったことは、耆老や紳耆の職を奪うことになっただけでなく、彼らの社会的威信を低落させることにもなった。

宗族を基盤とする広東郷村における教育は、同族から科挙及第者を輩出することが主な目的とされた。だからこそ、その経費は宗族の共有財産である営産から出されたのである。しかし、営産政策により、営産の使用目的は、族人子弟の奨学金に制限されてしまう。そして私塾政策によって、郷村に公教育が導入され、教育内容も伝統道徳や儒教的知識よりも近代的知識が重視されたため、これまで宗族を代表して儒教的知識を教授していた紳耆や耆老といった老成者は、その役目を終えることになった。陳炯明の二つの政策は、いずれも近代的教育を推進するためのものであったことから、そこに郷村内における老成者の郷村社会における影響力を弱める意図があったかは断言できない。しかし、伝統的な広東郷村における教育は宗族の共有財産である営産を資本として、宗族の代表である老成者によって行われてきたのであり、海豊県

の宗族村で生まれ育った陳炯明ならば、これらの政策がこれまでの郷村・宗族における指導者の地位や権威の退潮をもたらず効用があることは十分に予想できたであらう。

① 紳耆とは清末の科挙停止までに科挙に及第あるいは童試に合格した紳士で耆老、すなわち老成人物を指す。『竹秀園月報』では紳耆と耆老との二つの用語が見られるため、本稿では老成者と総称する。

② その他の祖廟として郭壽峯が竹秀園郷に移住する以前の從漢（七世祖、諱積字。一四一四（永樂十二年）年生、一四八九（弘治二年）没）、孔祥（十二世祖、藍田の次子、号麗所。一五五五（嘉靖三十四年）年生、一六〇九（萬曆三十七年）没）、孔鶴（十二世祖、念峯の長子、諱尚仁。一五八八（萬曆十六年）年生、一六一七（萬曆四十五年）没）、孔和（十二世祖、念峯の三子、諱尚礼、号秀宇。一五九八（萬曆二十六年）年生、一六六三（康熙二年）没）、萬春（十二世祖、念峯の四子、名芳名、諱尚智。一六〇一（萬曆二十九年）年生、一六七六（康熙十五年）没）、懿亭（十八世祖、名澤南、諱憲德。一七二七（雍正五年）年生、一七九五（乾隆六十一年）没）を祀る祖廟があった（前掲『中山良都竹秀園郭氏家譜』）。

③ その他の会務として孟蘭勝会・年猪会・土地会・星君会・華光会・天后会・天醮会をあげている（『改良我郷計画談』『香山良都竹秀園月報』第六期、一九二一年三月）。

④ 『改良我郷計画談』『香山良都竹秀園月報』第六期、一九二一年三月。例えば、新会滄頭郷の趙仲登・趙君勛は民団を設立したが、その開團式典で趙仲登は、異姓あるいは同宗異房による対立を克服してこそ郷村の自衛が可能になるといった内容の演説を行っていたように（滄頭郷民団局之佈告）『羊城報』一九二一年一月十八日）、宗族間あるいは宗族内の「房」間の対立が民団設立の妨げになっていた。こうした対立は実のところ清末期からの地方自治政策における問題点の

一つであった（拙稿二〇〇七年前掲論文、二二二頁）。例えば、広東諮議局議員選挙の選挙区分を設定する際に、両広総督であった張人駿は、異姓間の大姓と小姓、同姓間の強房と弱房を考慮する必要性を申し立てている（両広総督張人駿奏広東設立諮議局籌辦處情形摺）故宮博物院明清檔案部編前掲書、六九六頁）。民国初年には、宗族を基盤とする自治団体内においても、その費用の使い方などをめぐり族内の械闘にまで発展した事例なども見られた（拙稿二〇一〇年前掲論文、二二〇頁）。清末期からの広東における地方自治の特徴であった宗族結合は、一方でその内部に問題を抱えていた。

⑥ 『改良我郷計画談』『香山良都竹秀園月報』第六期、一九二一年三月。「佬」は成年男性を指すが、ここでは自治論を主張した若年者と対比されており、年齢差が意識されている。よって、ここで述べられている「村佬」とは先述の紳耆や耆老といった老成者と同義的な人物と考えてよいと思われる。

⑧ 「郷人道徳墮落之堪憂」『香山良都竹秀園月報』第十四期、一九二一年九月。

⑨ 島田慶次氏によれば、朱子学的な「名教」のうち、中国において問題になるのは、家族道徳であり、民国「五四」時期のいわゆる反礼教（反名教）闘争の最大の攻撃目標は、君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友の五倫のうち、父子、すなわち広くいって家族道徳を中核とするものであったとする（島田慶次『朱子学と陽明学』岩波新書、一九九九年、九十六頁（初版：一九六七年））。

⑩ 新会外海陳姓は元朝初期に広東按撫使に任命され広東番禺に家を成した陳倬を始祖とし、三世太安が弟太長・太常を連れて同郷へ遷居し

たことに始まるとされる。遷居当時には外海郷には羅・許・梁・屈などの諸姓も居住していたが、後に陳姓一族のみになったという。明清期には数多くの科擧及第者を輩出し財力・科名ともに県内首位を誇った。清末期の地方志には、人口約一万人とある（西川喜久子「珠江デルタの地域社会——新会県のばあい——」『東洋文化研究所紀要』第一二四号、一九九四年、二二九―二三三頁、二三四頁。譚鏞（光緒新会郷土志）不分巻「氏族」粵東編訳公司、一九〇八年（同書は頁数の表記無し）。

- ① 「竟有同姓通婚之狂議」『香港華字日報』一九二二年三月十八日。
 ② 「同姓結婚之怪聞」『香港華字日報』一九二二年四月十三日。
 ③ 「新旧之争」『香山良都竹秀園月報』第六期、一九二二年三月。
 ④ 陳演生「陳競存先生年譜」龍門書店、一九五〇年、七頁。
 ⑤ 段雲章・倪俊明「陳炯明」広東人民出版社、二〇〇九年、十三―十九頁。
 ⑥ 「馬育航委充汕頭市政局長」『香港華字日報』一九二二年二月二十二日。「馬育航之治瓊崖政見」『上海民国日報』一九二二年二月十四日。
 ⑦ 「馬育航昨日就任財庁長」『香港華字日報』一九二二年五月十二日。
 ⑧ 広州市越秀区地方志辦公室編「広州高第街許氏家族」広州人民出版社、一九九二年、六十四―六十五頁。
 ⑨ 「学界歡迎陳総司令補記」『香港華字日報』一九二〇年十一月二十三
 日。
 ⑩ 陳炯明は広東省教育委員会の設立に先立ち、自ら「全省教育委員会組織法」を發布し、委員会に独立した権限と自主性、専門性も持たせ

委員長に陳独秀を招聘した（段雲章・倪俊明二〇〇九年前掲書、二八二頁）。

- ⑪ 拙稿二〇一〇年前掲論文、二二九―二三三頁。
 ⑫ 「訓令教育局奉省令各郷族管産應提撥助學田」『広州市市政公報』第十三号、一九二二年五月二十三日。「市長王訓令教育局奉省令將各郷族管産應提撥助學文」『汕頭市政公報』第五号、一九二二年五月二十日。
 ⑬ 新保教子「中華民國時期における近代学制の地方浸透と私塾——江蘇省をめぐる——」狭間直樹編『中国国民革命の研究』京都大学人文科学研究所、一九九二年、五八―六頁。
 ⑭ 梁松生「清末民初広州西関私塾概況」『広州文史資料』第三十五輯、一九八六年、一五―五頁。
 ⑮ 「四個月裏的広東觀察談（五）」『上海民国日報』一九二二年五月二十一日。陳炯明も当時の教育情況について、その多くが旧来の教育内容を踏襲したものであり、これまで幾人が起草した教育章程も、清代の遺物であることが多く、こうした旧式の教育は時代の潮流に逆らっており、教育方針を根本的に改善しなければならぬと考えていた（「学界歡迎陳総司令補記」『香港華字日報』一九二〇年十一月二十三
 日）。
 ⑯ 「粵市政改良私塾計画」『上海民国日報』一九二二年五月十三日。
 ⑰ 「校外新聞」『鑄強月報』第二期一号、一九二三年三月。
 ⑱ 「校外新聞」『鑄強月報』第二期九号、一九二三年十一月。
 ⑲ 「校外新聞」『鑄強月報』第二期十二号、一九二三年一月。

本稿では、第二次広東軍政府の広東省長陳炯明による地方自治政策が郷村社会にもたらした影響を検証し、一九二〇年代初頭の広東郷村の構造を清末期から動態的に考察した。結果、以下の点が明らかになった。

第一に、陳炯明の県自治政策にともない、地方自治の準備や促進を目的とした自治組織が生まれたが、この設立に関わったのは清末期から地方自治に関心を持ち続けた地域エリートであり、そうした意味において、一九二〇年代初頭の広東における地方自治は、清末期の自治風潮の延長線上に展開されたといえよう。さらに県自治政策の根幹であった県長・県議會議員選挙では、県内の有力宗族による選挙運動が展開され、県長選挙では省長の意向が大きく左右する選挙制度のために革命運動の功労者が当選したが、県議會議員選挙では、県内の有力宗族の指導者である地域エリートが議席の多くを占め、清末期から一貫して地方自治に関心を持っていたことが看取できた。

第二に、郷村レベルの地方自治では、陳炯明によって「区自治」が計画された。その際に意識されたのは、宗族を基盤とした伝統的な自治活動であった。これに対して、郷村でも若年者が地方自治論を展開したり、あるいは民団や郷団といった自衛組織を基盤とした自治会が設立されたりと、地方自治に対する強い関心がうかがえた。とりわけ、地方自治論では、自治を実施するべき根拠として『大学』の八条目をとりあげ、同族がうまくまとまること、すなわち宗族による伝統的な自治活動こそが、地方自治であると主張した。こうした論理は陳炯明の郷村自治に対する意識と一致していた。

第三として、郷村内の若年者によって主張された地方自治論は、祖廟と祭祀の統廃合によって自治経費を捻出するものであった。このことは従来の伝統的な宗族形態を維持しようとする老成者の反発を招いた。すなわち、地方自治論をめぐる宗族内の世代間の対立は、伝統的な宗族形態の保持が改革かが焦点になっていた。このような中、陳炯明が打ち出した嘗産と私塾の政策は、それまで宗族内で老成者が享受していた利益や、儒教的道徳・知識を教授する場を失わせ、彼らの

地位や威信を低下させることになり、結果的に若年者の地方自治論を認めることになった。だが、陳炯明にしても若年者にしても、宗族自体を否定したり廃絶したりする意志はなく、彼らは宗族組織の中でその組織の改革を主張したに過ぎなかった。

一九二〇年代初頭の広東郷村社会は、宗族結合を基盤とした伝統的な郷村構造の中で、新文化運動という近代的な社会風潮に影響を受けた若年者が、地方自治を主張することを通じて、その伝統の改革を唱導し、郷村社会の変化を予期させる状況にあった。この状況下において、陳炯明は宗族が地方自治に参加することを容認し、広東郷村社会に適合する地方自治政策を模索した。さらに、宗族という枠組みを維持しつつ、その改革を通じて郷村自治を實行しようとする若年者の主張は、陳炯明にとって十分有効であった。ゆえに陳炯明は郷村における教育改革を通じて、若年者の主張に障害となっていたこれまで郷村の指導者である老成者の社会的影響力を抑え、若年者の後ろ盾となったのである。

〔付記〕 本稿の作成にあたり、片山剛先生（大阪大学大学院教授）・宮原佳昭先生（南山大学講師）から貴重な御教示を賜った。こ

の場を借りて厚く御礼申し上げます。また、本稿は日本学術振興会特別研究員奨励費の支援による研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員P.D）

priests over the Shinshū tradition of not revering other gods.

Rural Society in Guangdong during the Early 1920s: Chen
Jiongming's Local Autonomy Policy in Terms of Lineage Groups

by

MIYAUCHI Hajime

In this paper, the author analyses the influence of the local autonomy policies of Chen Jiongming (陳炯明), who was the governor of Guangdong province in the Second Guangdong Military Government (第二次廣東軍政府), on rural society and discusses the structure of rural society in Guangdong during the early 1920s.

Research on this period has mostly focused on the opposing political opinions of Chen and Sun Yatsen (孫中山), known as the Father of the Nation (國父), specifically, the fact that Chen gave priority to unifying Guangdong province over national unification, while Sun gave priority to national unification itself. However, the author avoids these broader issues and tries to reveal the actual conditions in Guangdong rural society at that time by analysing the influence of Chen's local autonomy policies on rural society and the lineage groups (宗族) there.

In section one, the author outlines Chen's local autonomy policies and shows that under his influence, people initiated new autonomous organizations with the aim of preparing and advancing local autonomy. Interestingly, the local elites, who had been concerned with local autonomy from the late Qing period, were deeply involved in their establishment. In this sense, the development of local autonomy in 1920s was an extension of the trend toward autonomy begun in the late Qing. Moreover, dominant lineage groups had an impact on the election of the county governor (縣長) and county assemblymen (縣議會議員), who played essential roles in local autonomy, through their participation in election campaigns. As a result of an electoral system in which the views of the provincial governor held great weight, a man who had contributed to the Xinhai (辛亥) Revolution was elected on the basis of the governor's advocacy. Nevertheless, more

assemblymen were elected to the county assembly from influential lineage groups, and this demonstrates that a consistent concern with local autonomy was maintained by lineage groups from the late Qing onward.

In section two, the author focuses on the rural movement for local autonomy. In view of the traditional autonomy movement based on lineage groups, Chen planned for rural-level local autonomy (区自治). At that time, the rural youth not only expanded the theory of local autonomy, but also established an autonomous association based on self-defense (民团·乡团). Through these activities, we can see their strong concern with local autonomy. In their autonomism, they selected eight maxims from *the Great Learning* (大学) that they considered as the essential foundations of autonomy. In other words, the unity of the lineage group, which meant traditional activities that promoted the autonomy of the lineages group, was seen as equivalent to local autonomy.

Section three gives further consideration to the conflicting opinions of the young and the old regarding autonomism in rural society and also Chen's opinion on the conflict. Rural youth insisted on integrating or abolishing ancestral shrines and rituals in order to come up with funds for local autonomy. However, this position was opposed by rural elders, who attempted to preserve the traditional lineage system. In other words, the generational conflict within the lineage group was caused by the different opinions regarding the form of the lineage group. In this circumstance, Chen worked out policies on the lineage's common property (营产) and the private school (私塾) as part of educational reformation. The former was designed to produce educational expenses, while the latter was intended to modernize traditional education. Under the influence of these policies, rural elders started to lose their advantages and their positions as teachers of Confucian morals and knowledge. Eventually, they lost their positions and prestige and had to accept the view of local autonomism advocated by the youth.

The youth, who were influenced by the New Culture Movement (新文化运动), which embodied social trends for modernization, advocated local autonomy in rural Guangdong in the early 1920s. They attempted to bring about changes in the traditional rural structure that had been formed by the lineage groups. In view of this, Chen allowed the lineage groups to take part in local autonomy and groped for an appropriate policy for Guangdong rural society. For Chen, the opinions of rural youth, who were trying to practice local autonomy while keeping the lineage group's structure, were sufficiently

effective. Therefore, Chen attempted to support the position of the youth by reforming rural education and restraining the social influence of the old, who were the leaders in rural society and who might interfere in the endeavours of the young.